

平成 2 7 年

議会運営委員会記録

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成27年12月1日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午前10時44分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	待 鳥 美 光 議員	委 員	村 田 富士子 議員
議 長	齊 藤 克 己 議員	副 議 長	齊 藤 秀 雄 議員
委員外議員	菅 原 満 議員	委員外議員	吉 村 豪 介 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員	委員外議員	内 山 恵 子 議員
委員外議員	安 保 友 博 議員	委員外議員	小 嶋 智 子 議員
委員外議員	赤 松 祐 造 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 野 健 司
企 画 部 長	山 崎 悟	総 務 部 長	橋 本 久
総 務 部 次 長	田 中 孝 一	秘 書 広 報 課 長	松 戸 克 彦

◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	高 橋 澄 枝	主 事	小 林 徹
主 事	橋 本 千 種		

◇本日の会議に付した案件

特定事件1 次の議会の会期予定について
平成27年和光市議会12月定例会の会期予定等について

特定事件8 その他議会運営に関することについて
陳情の取り扱いについて
議会報告会の総括

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

まず、会議には、議長とオブザーバーとして副議長と7名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成27年12月定例会の開会に先立ち議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会につきましても、12月3日に開会すべく、11月26日に招集告示をさせていただいたところでございます。提出する案件でございますが、指定管理者の指定が1件、そのほか、条例の制定及び一部改正が8件、市道路線の認定が1件、一般会計等の補正予算4件の合計14件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては総務部長から順次御説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○吉田武司委員長 市長は公務のため退席します。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成27年和光市議会12月定例会について、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会の総括とそのあり方などについてです。

本日の資料は、お手元に配付しております。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成27年和光市議会12月定例会についてを議題とします。

提出議案は、議案14件です。提出議案の説明をお願いします。

橋本総務部長。

○橋本総務部長 おはようございます。

それでは、本会議に提出する議案について、順次説明をさせていただきます。

初めに、議案第69号、和光市勤労福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について説明をいたします。

和光市勤労福祉センターの管理運営について、平成28年3月31日をもって現在の指定管理者の指定期間が満了することに伴い、和光市勤労福祉センター条例第4条に基づき、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間、シンコースポーツ・サンワックス共同事業体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出す

るものでございます。

次に、議案第70号、和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を定めることについて説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、個人番号の利用範囲等を定めたいので、この案を提出するものでございます。以下「マイナンバー法」と申し上げます。

次に、議案第71号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明をいたします。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定については、議会の議員その他非常勤の職員が公務上の災害または通勤による災害により、年金たる補償として傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金のいずれかを受ける場合または休業補償を受ける場合において、同一の事由により厚生年金保険法等の年金たる給付が支給されるときに調整を行うことを定めております。今般、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の規定が平成27年10月1日に施行されたことに伴い、この条文について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第72号、和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、地方税における猶予制度が見直されたことに伴い、申請手続、分割納付の方法等の事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。

次に、議案第73号、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明をいたします。

今回の改正は、ふえ続ける医療費に対応するため、国民健康保険税の課税限度額について、現状ではその法定額を下回る金額としていることから、法定額まで引き上げることとし、財源の確保を図ることを目的とするものでございます。

また、あわせて、マイナンバー法の施行に伴い、所要の条文整理を行うものでございます。

次に、議案第74号、和光市総合福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

和光市総合福祉会館の構成施設の体系移行のための変更及び当該変更に伴う所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。

次に、議案第75号、和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明をいたします。

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、C型を除く小規模保育事業における職員の定義について、准看護師を追加したいので、この案を提出するものでございます。

次に、議案第76号、和光市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、平成27年4月1日から和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例が制定され、和光市保育料の徴収に関する規則が同日をもって廃止されたことから、子ども医療費助成の対象者の除外要件を追加したいので、この案を提出するものでございます。

次に、議案第77号、和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説明をいたします。

マイナンバー法において、介護保険法による保険料の徴収に関する事務が、個人番号を利用する事務に定められたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第78号、市道路線の認定について説明をいたします。

都市計画法第29条の開発行為に伴い、同法第40条第2項の規定により、市に帰属する公共施設である4路線を市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、議案第79号、平成27年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億5,832万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ288億1,525万1,000円とするものでございます。

初めに、主な歳出について説明をいたします。

議会費では、政務活動費の不請求による不用額を減額しております。

総務費では、総務管理費において、寄附件数の増加に伴い、ふるさと納税事業支援サービス業務委託料などを増額し、マイナンバー制度に対応するため、中間サーバー・プラットフォームの利用に係る負担金などを増額し、市民文化センターに係る自動火災報知設備更新工事の契約差金を減額し、ピアノの修繕料を増額し、選挙費では、和光市議会議員一般選挙に係る公費負担が想定よりも少なかったため、関係する費用を減額しております。

民生費では、社会福祉費において、手話通訳者の派遣事業費用、さつき苑の自動ドアの修繕料のほか、在宅重度心身障害者手当、介護給付費、移動支援費、障害者自動車燃料費補助、各医療扶助などの扶助費を増額するとともに、金額の確定に伴い、後期高齢者広域連合共通負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金を減額しております。

児童福祉費では、平成26年度保育対策等促進事業費補助金の精算及び平成25年度保育所運営費の国庫負担金及び県負担金の更正に伴い、返還金を増額し、育成保育を実施することから、ほんちょう保育園運営委託料を増額し、当初の支出見込み額を上回るため、民間保育園及び家庭保育室に係る施設入所等委託料並びに保育料激変緩和助成金などを増額するとともに、待機児童の解消を図るため、新設保育園整備補助金の増額に加え、小規模保育室から進級してくる3歳児に対応するため、みなみ保育園園児定数改定改修工事費を増額しております。

生活保護費では、入院などに係る費用が当初見込みを上回るため、医療扶助を増額し、国民年金事務取扱費では、制度改正に係るシステム改修及び相談業務拡大のための委託料を増額しております。

衛生費では、保健衛生費において、平成26年度未熟児養育医療費等国庫負担金及び埼玉県母子健康衛生費県費負担金の精算等に伴い、返還金を増額しております。

土木費では、道路橋りょう費において、隣地に越境した樹木の剪定等に係る費用及び労務単価上昇に伴う植樹帯の管理等に係る費用を増額し、電気料金の上昇による街路灯に係る光熱水費を増額しております。

都市計画費では、都市計画道路網を見直すための委託料及び荒川河川敷のグラウンドを整備するための費用を増額しております。

消防費では、助成金及び交付金の決定に鑑み、消防団業務及び防災施設整備に係る費用を減額しております。

教育費では、小学校費において、白子小学校の体育館非構造部材耐震化に係る費用及び広沢小学校のプールろ過装置の取りかえに係る費用、社会教育費では、中央公民館の空調機器の取りかえに係る費用、保健体育費では、北原小学校の給食室に空調機を設置する費用を増額しております。

これに加えて、職員異動に伴う予算の組み替えなどにより、職員人件費を減額しております。

次に、主な歳入について説明をいたします。

国有提供施設等所在市町村助成交付金等を交付金額の決定に伴い増額し、国庫支出金では、国庫負担金において、受給者などの増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金及び生活保護費負担金を増額し、国庫補助金では、新制度の開始に伴い廃止されました保育緊急確保事業費補助金を減額するほか、事業実施にあわせ、保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金、子ども・子育て支援交付金及び学校施設環境改善交付金などを増額しております。

県支出金では、県負担金において、国庫負担金と同様に、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金及び子どものための教育・保育給付費負担金を増額しております。

県補助金では、新制度の開始にあわせ廃止された保育対策等促進事業補助金及び国庫補助金となった保育所緊急整備費補助金を減額するほか、事業実施にあわせ、安心・元気！保育サービス支援事業費補助金及び延長保育事業費補助金などを増額しております。

諸収入では、助成金の決定額に合わせて減額するとともに、平成26年度障害者自立支援給付費、障害者医療費、障害児入所給付費及び入所医療費等の国庫負担金、県負担金それぞれを増額しております。

市債では、白子小学校体育館非構造部材耐震化・防災機能強化事業債を計上しております。

なお、歳入歳出調整後の歳入不足額5,023万6,000円につきましては、財政調整基金からの繰

り入れをもって措置しております。

次に、議案第80号、平成27年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ46万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,576万9,000円とするものでございます。

歳入については、保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴い、保険安定基盤繰入金を46万4,000円減額するものでございます。

歳出については、歳入に連動して、後期高齢者医療保険料負担金のうち、保険基盤安定負担金を46万4,000円減額するものでございます。

次に、議案第81号、平成27年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ142万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億5,664万円とするものでございます。

歳出については、第6期介護保険事業計画運営期間の初年度であり、各保険給付費等推計数値と上半期実績との差異を、増減額の調整を行うもので、主に居宅介護サービス費、施設介護サービス費及び地域密着型介護サービス費に係る調整を図るものとなっております。

また、地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業の実施による事業実績の影響による調整を図る補正を行うものでございます。

歳入については、歳出に連動する形で、国・県、支払基金、市、それぞれの法定負担割合に合わせて補正を行うほか、法定負担分に伴う一般会計繰入金と介護保険料の法定負担分に伴う介護給付費準備基金繰入金を増額しております。

最後に、議案第82号、平成27年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ106万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,877万1,000円とするものでございます。

歳出については、職員異動に伴う予算の組み替えにより、職員人件費106万6,000円を減額するものでございます。

歳入については、一般会計繰入金106万6,000円を減額するものでございます。

12月定例会に上程する議案の説明は以上でございます。

○吉田武司委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 9時49分 休憩）

再開します。（午前 9時50分 再開）

議案の委員会付託について先議は行わず、全て付託したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、吉田けさみ副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを御報告いたします。

次に、陳情についてです。

まず、郵送で提出された陳情について報告願います。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 今回、郵送で提出された陳情は、お手元に配付したとおり、平成27年9月25日受理の、宇宙船地球号を守る為の陳情・地球社会建設決議陳情書、平成27年11月12日受理の、沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情、平成27年11月18日受理の、消費税率引上げ中止の意見書提出を求める陳情、以上3件を報告いたします。

○吉田武司委員長 ただいま報告されました陳情は、議会運営委員会で決定したとおり、本会議の審議は行わず、その写しを全議員に配付いたしましたので、御確認願います。

次に、議会事務局に持参し提出されたものについて、陳情3件を受理しています。

初めに、議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 受理した陳情は3件でございます。

あさか野農業協同組合から、農業政策の要望及び資産課税の軽減に関する陳情書が出ております。

次に、市民参加パブリックコメント手続きによる意見書の概要と概略の違いを和光市に認識させるための陳情です。この陳情は、本会議で審議しないもの5項目のうち、係争中、調停中又は異議申し立て等紛争に関するもので、司法権の独立を侵害するものに該当するので、本会議で審議しないものと思われま。

次に、市民からの貴重なパブリックコメント手続きによる意見書が実施機関の悪ふざけによって骨抜きにさせないための陳情です。この陳情は、本会議で審議しないもの5項目のうち、係争中、調停中又は異議申し立て等紛争に関するもので、司法権の独立を侵害するものに該当いたしますので、本会議で審議しないものという取り扱いをさせていただきたいと思っております。

○吉田武司委員長 それでは、ただいまの議長の発言を踏まえて、各会派から御意見願います。
新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 今回は、今、議長からお話のあったとおり、あさか野農協からの陳情のみ審査ということでよろしいと思っております。

- 吉田武司委員長 公明党、村田富士子委員。
- 村田富士子委員 議長の提案どおりで賛成です。
- 吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。
- 吉田けさみ委員 議長提案でよろしいと思います。
- 吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代いたします。

緑風会、吉田武司委員。

- 吉田武司委員 議長提案でよろしいと思います。
- 吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、続けてオブザーバーの方から御意見ありますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

では、本会議で審議する陳情について、吉田けさみ副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、本会議で審議しない陳情について、市民参加パブリックコメント手続きによる意見書の概要と概略の違いを和光市に認識させるための陳情は、係争中、調停中又は異議申し立て等紛争に関するもので、司法権の独立を侵害するものに該当するという理由により、本会議で審議しないということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、市民からの貴重なパブリックコメント手続きによる意見書が実施機関の悪ふざけによって骨抜きにさせないための陳情は、係争中、調停中又は異議申し立て等紛争に関するもので、司法権の独立を侵害するものに該当するという理由により、本会議で審議しないということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今回受理した陳情の審査は、ただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。通告者は17人です。質問時間は、申し合わせにより、再質問を含めて1人40分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、会期について、会期は19日間とし、常任委員会を2日間とし、初日に総務環境常任委員会、2日目に文教厚生常任委員会としたいと思います。また、一般質問は4日間とし、1日目を5人、2日目以降を1日4人としたいと思います。

なお、12月4日金曜日、7日月曜日及び8日火曜日を調査休会、12月18日金曜日を休会したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、12月7日月曜日の正午までとしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議員から提出されました意見書案の取り扱いについてです。

緑風会と公明党から2件、日本共産党から1件の意見書案が提出されています。この意見書案の調整のため、12月9日水曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

また、調整が整った場合は、12月16日水曜日の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、今期定例会のポスターです。今回のポスターは、掲示いたしましたとおりです。こちらでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、このようにさせていただきたいと思います。

次に、朝霞地区一部事務組合議会議員の選挙についてです。

議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 10月9日の会派代表者会議で御承認いただいたところですが、朝霞地区一部事務組合から、現組合議会議員の任期が平成27年12月21日をもって満了となることに伴う選挙を行いますので、御了承願います。

現組合議員の熊谷二郎議員、村田富士子議員、猪原陽輔議員、安保友博議員を指名推選することにしたいので、御了承いただきたいと思います。

○吉田武司委員長 ただいま議長から発言がありました件については、御了承いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

なお、この朝霞地区一部事務組合議会議員の選挙は、開会日の議案の提案説明の後に行いた

いと思います。

特定事件1、次の議会の会期予定については以上です。

次に進みます。

特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会の総括についてです。

過日開催されました全員協議会での意見を踏まえ、会派での協議をお願いしてあります。また、ホームページ掲載案を含めて掲示しております。

まず、ホームページ掲載案について御意見願います。

前回お配りしてありましたけれども、確認をしていただいて、何かお気づきの点ございますでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

オブザーバーの方はよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではこのように決定をしたいと思います。ホームページの内容については、このようにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

次に、今回の議会報告会に関して提出された所見と、意見などがありましたらお伺いしたいと思います。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしまして、今まで皆さんにお話をしてあったんですけども、書面にて提出をしておりませんでした。今回、改めて提出をさせていただきます。提出が遅くなったことをおわびいたします。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代いたします。

小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 文書での提出が大変遅くなりまして、また、総括の前の直前の提出になりまして、皆様方に大変御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

内容については、ここに書いてあるとおりでございます。よろしくお願いたします。

○吉田武司委員長 では、今までの御意見を議会報告会の総括としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではそのようにいたします。

次に進みます。

議会報告会のあり方についてです。

次回、12月9日水曜日、本会議終了後の議会運営委員会で検討結果を取りまとめたいと思いますが、今後の議会報告会のあり方と次回の議会報告会の開催について御意見を願いたします。

ます。

休憩します。(午前10時07分 休憩)

再開します。(午前10時08分 再開)

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 緑風会の報告会の書面をちょっと読んでいたんですけども、根本的な見直しも必要ではと考えるとこれは具体的なことが書いていないので、まとめるときに大変ではないでしょうか。例えば時間を早くする、遅くするとか、そういうのはこれに書いていないです。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、今まで5年間同じ内容で議会報告会を、続けてきてまた、参加される方も一定になったということで、その辺を皆さんとお諮りして、どのような形にするか。いい形はいろいろな事例もあるかと思うんですけども、その辺を検討して、今後の方向性については慎重に協議をしていただいて、よりよい議会報告会が開催できればと考えて、このような意見を出させていただきました。

○吉田けさみ副委員長 赤松委員外議員、よろしいですか。

○赤松祐造委員外議員 はい、いいです。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

休憩します。(午前10時09分 休憩)

再開します。(午前10時15分 再開)

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 改選前からの議会運営委員会での発言で、議会報告会のあり方についてということでは、先進的な取り組みを行っている議会の視察もということでは提案があったかと思えます。改選後もそういう発言が会派からあったと思うんですけども、その辺も踏まえながら、長期的展望と具体的にどう取り組むかということについて考えていく必要があるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 視察の関係は意見もいただいているところですが、日程的に、3月議会等もございますので、4月の議会報告会に合わせた4月以前の視察という形は難しいかと考えておりますので、まず、直近の議会報告会のあり方をどうするのか。そして、視察も踏まえた形で根本的な考え方を協議をいただいて、視察も含めて御協議いただくということで、そういうような考え方で御協議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 次回の議会報告会は、開催する方向ということは決定しておりますので、曜日、時間、テーマについてもどのような方向でいくかということも協議していただければと思います。

新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 前期にテーマを設けて、市民の方とディスカッションしていけるような形を考えていくということで、それは来年の4月以降に実施をしていくというようなことで、最終的に前回の議会運営委員長からの報告の中にあっただと思うんですけども、そのことは前提としていいんですか。何らか、市民の方とのディスカッションを取り入れていくということは、やり方はこれから討議していくとして、前提と受けとめて検討してくればよろしいですか。

○吉田武司委員長 今、それを含めて協議をして、皆さんでどのような方向性にしていくかということをお諮りしているんですけども、皆さんがそのような方向でいくということであれば、そのような方向にしていくのかなと思いますけれども、それを皆さんで決めていきたいと思っています。

公明党、村田富士子委員。

○村田富士子委員 公明党といたしましては、前回の議会運営委員会で、反省事項の中で今後の提案をさせていただきました。それで、後半の質問タイムについては、もう一回申し上げます。検討も必要と思いますけれども、大体の大まかな流れとして、テーマを決めて、その事前に市民の皆さんには広報をして、なおかつ当日も、見えた方には、質問、意見を記入する時間をとりまして、まず回答をします。それから、質問、意見というのは、予算に対しての報告についての質問、意見ですね。それからテーマについては、グループに分かれまして、ディスカッションをするという形ですね。そこに必ず議員が記録係で入って、そのディスカッションの内容は、後日、要点を公開するという、大体の大ざっぱなイメージなんですけれども、そういう形にしたかどうかということをご提案させていただきました。あとは議会運営委員会でしっかりと皆さんの意見をまとめられたらと思います。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 新しい風から、議会報告会の反省等の中で書いたんですけども、これは、前回、全員協議会の中で説明をしましたが、もう一回、意見として言わせていただきます。

まず、今の公明党のものとかかなり近い形かなとは思いますが、市民が関心のあるテーマや、それから市民と討議しながら進めるべき議会改革等について、グループごとに議員と市民が同じテーブルに着いて討議する時間をとるということで、これは、市民が一方的に議会への要請とか質問を行うということではなくて、あくまで協働として進めていくべきテーマを掲げて、議員と市民が対等な立場で議論をするという形が望ましいと思います。また、特定の市民の方ばかりが発言するのではなくて、参加者全員が意見の発信をできるように、議員がある程度ファシリテーター役を務めるということで、時間がとれるなら、市民が2つ以上のテーブルを回れるような形がいいかなと思いました。

○吉田武司委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 私も書面を出していますが、土日というのはいろんなイベントがあり、また、日曜日は家族の日ということで、議会報告会を開催すると、なかなか集まりづ

らいです。開催時間をおくらせて午後7時以降がいいんじゃないかということで、出したと思います。

あとは、質問者の時間をできるだけ余裕を持って、すぐ答えられなくても、答弁を後回しにしてもいいわけですから、時間を持ちたいというような意見を出しています。

それと、公民館は予約するのに2カ月か3カ月前から使用申請ができるので、早目に日時は決めないといけないと思うんですけども、公民館を予約できるのは何カ月前ですかね。そういうのをよく踏まえておかないと、せっかく日にちが決まっても、ほかが予約していたら開催できないので、そこら辺を協議をお願いします。

○吉田武司委員長 次回の議会報告会の予定などについては、公民館の予約等がありますので、できましたら12月9日の議会運営委員会のときに決められればと考えています。

菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 他市の事例で、和光市と同じような議会報告会のやり方をやっていたところがあって、ちょうど私が見に行ったときから変えた。前半は、やはり予算、決算の内容の説明をし、その後、事前にテーマを公表しておいて、そのテーマについて意見を聞きながら、議員がそれに対して対応して、共通の改善の方向性とか、そういったようなことをお互い話し合いながら議会報告会を進めていたという他市の議会の事例もあります。そういうやり方なので、参加者と議員じゃなくて、参加者と参加者でもいろんな議論をしていたというような事例があります。そういったような事例もあったので、そういったようなことも議会運営委員会の中で協議していただきながら方向性を決めていただければと思います。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、時間帯、曜日について、なるべく多くの市民の方の参加者が得られる時間帯、曜日がよろしいかなと思っております。

また、議会報告会の内容についても、今回、4月以降に行う議会報告会については、時間には限りがあるかと思うんですけども、予算の説明と意見交換会、そのように進めていって、その後の方向性については、視察なりいろいろなところで研究をして行っていければと考えています。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 先ほどのは茅ヶ崎市議会の事例です。

○吉田武司委員長 金井伸夫委員外議員。

○金井伸夫委員外議員 私も緑風会の提案に賛成なんですけれども、今の議会報告会のやり方は、前回のやり方をベースに、ほかにもいろんなやり方もあると思うんですが、市民の意見を言いやすい機会を設ければ、今のやり方が、バランスがとれたやり方ではないかなと思っています。

それから、グループごとに分けてディスカッションをするというのは、ちょっとこれまでの議会報告会のやり方とは違うので、例えば和光市議会報告会開催要領もちょっと変える必要がありますので、そこら辺の開催要領的なものもある程度議論した上でやっていかないと難しいんじゃないかと思うので、もしやるんだったら別の機会にやったらどうかと思います。

それから日時では、都内に通われている方もおられるから、例えば平日の午後7時以降とか、そんな時間帯でやったらいいかなと。前は午後6時からということで早過ぎたので、市民からも意見がありましたけれども、そんな形がいいかなと思います。

○吉田武司委員長 休憩します。(午前10時27分 休憩)

再開します。(午前10時28分 再開)

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 金井委員外議員から、開催要領について御意見がありましたけれども、開催要領はあくまでも、何月何日、こんな形で進めていこうということを定めたものが開催要領ですので、定められたその開催要領に基づいて、みんなが認識を一致し、議会報告会を成功させていくためのものですので、その辺はぜひ誤解なさないようにしていただく必要があるかなと感じますので、意見として述べさせていただきます。

○吉田武司委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、意見が出されたようですので、今の意見を会派に持ち帰り、再度検討願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次回、12月9日、水曜日、本会議終了後の議会運営委員会で検討結果を取りまとめたいと思います。

次に進みます。

請願・陳情・意見書案の提出期日についてです。

過日の議会運営委員会における議長からの、請願・陳情・意見書案の提出期日を、定例会開会日の3日前の午後3時を告示日の前日の午後3時までにしてはとの提案について、各会派で協議をお願いしてあります。

各会派の御意見をお伺いいたします。

新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 告示日の前日で、議案と一緒に意見書案、陳情が出てくるという形で賛成です。そのようになった場合は、市民への周知を十分にお願ひしたいと思います。

○吉田武司委員長 公明党、村田富士子委員。

○村田富士子委員 同じく、告示日の前日の午後3時までということで賛成です。今、新しい風の待鳥委員からもあったように、遅くなるならいいんですけども、早まるということなので、その辺の周知は十分に行うべきだと思いますので、意見として申し上げます。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 議長の提案でよろしいと思います。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、議長の提案でよろしいと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代いたします。

オブザーバーの方、御意見ございますでしょうか。

菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 先ほどもありましたように、周知を十分していただければと思います。

○吉田武司委員長 それでは、提出期日を告示日の前日の午後3時までに変更することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、提出期日は、告示日の前日の午後3時までに変更となりました。

ただいま議会事務局から、陳情書等を提出される皆様へ、提出後の流れについての資料が配付されますので、御確認下さい。

陳情として受理したものは、告示日に全議員に写しを配付することとし、陳情の内容を確認する時間を確保できる流れとなっております。

議会事務局に伺います。適用はいつからになるのか、また、周知についてお伺いいたします。

高橋議事課長補佐。

○高橋議事課長補佐 3月定例会には適用したいので、ホームページと2月1日発行の議会だよりで周知をさせていただきたいと思います。

○吉田武司委員長 休憩します。(午前10時33分 休憩)

再開します。(午前10時41分 再開)

それでは、今のことにつきましては、3月定例会から適用したいと思います。

このことについては、ホームページでお知らせをして、また2月の議会だよりにて報告をしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにしたいと思います。

続きまして、次回の日程を確認します。

次回の議会運営委員会は、12月9日水曜日、本会議終了後、内容は、意見書案の調整と議会報告会のあり方についてです。

12月16日水曜日、本会議終了後、意見書案が調整されれば、意見書案の文言確認です。

12月21日月曜日、本会議終了後、内容は、議会だより編集事前打ち合わせ第1回目です。

平成28年1月8日、金曜日、午前9時30分から、内容は、議会だより編集事前打ち合わせ2回目。

平成28年1月14日、木曜日、午後1時30分から、内容は、議会だよりの編集、作成についてです。

日程調整をお願いします。

その他の日程等について、議長から発言願います。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 12月3日木曜日、開会日の終了後、会派代表者会議を行いたいと思います。内容は、議会事務局予算の説明などです。

それから、12月9日水曜日、議会運営委員会の終了後、会派代表者会議。

平成28年1月22日金曜日、午後2時から議員研修会を行いたいと思います。

それから、平成28年1月28日、木曜日、9時30分から全員協議会、内容は、当初予算の骨子についてです。

以上、各会派の関係者への連絡及び御出席をよろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 その他、何か委員または会派、議長から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

本日の審議事項は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前10時44分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司